

藤原 貞盛
 藤原 行房
 藤原 行光
 藤原 行成
 藤原 行光
 藤原 行成
 藤原 行光
 藤原 行成
 藤原 行光
 藤原 行成
 藤原 行光
 藤原 行成
 藤原 行光
 藤原 行成
 藤原 行光
 藤原 行成

二二一一二五

昭和十一年十一月八日

勞務第三九九一號

昭和十一年十一月六日 警視總監 又山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 長官 殿
 大阪府知事 殿

日本染織株式會社ノ労働者組合ニ關スル件

要旨
 (1) 十一月三十日 押捺部ノ休業ヲ發表シ、職工之ニ及ビシ嘆願書ヲ提出ス
 (2) 職工ヲナリテ、資力者ヲ除外シ、組合ニ加入ス

標記工場ニ紛議發生シタルカ、状況左記ノ通り
記